[別紙1]

鳥取県森林環境保全税関連事業(とっとり県民参加の森づくり推進事補助金)の事務 手続きについて

- 1. 企画の募集 ((第1次)前年度の2月末日、(第2次)5月 末日、(第3次)8月末日)
 - ○企画書は、各地方事務所に郵送又は持参してください。
 - ○審査結果は、各地方事務所より通知します。
- 2. 交付申請提出 (各地方事務所が定める日)
 - ○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、 もしくは各地方事務所に郵送又は持参してください。
- 3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)
 - *交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- 4. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了

事業の完了とは、補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

この補助金(交付金)においては、 完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】 補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日を経過する日 又は翌年度の4月5日のいずれか早い日)

〇実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、 もしくは、各地方事務所に郵送又は持参してください。

問い合わせ先 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7335 moridukuri@pref.tottori.lg.jp